

第4回委員会における意見等を踏まえた中間報告付帯意見 新旧対照表

【No. 15 会計年度任用職員の導入】

| 行数 | 修正後 | 現 行 | 解 説 |
|-------------------|--|---|---|
| タイトル | No. 15 会計年度任用職員の導入 <u>〔人事秘書課〕</u> | No. 15 会計年度任用職員の導入 <u>〔人事秘書課〕</u> | 他の項目と括弧の形を統一。 |
| 5行目 | <u>嘱託・臨時職員</u> の処遇が一定改善されたことは評価します。 | <u>非正規職員</u> の処遇が一定改善されたことは評価します。 | より市民に分かりやすい表現となるよう、既に公表されている行動計画や取組項目において用いられている文言に修正。 ※実施結果報告書の付帯意見についても修正。 |
| 7行目 | <u>正規職員</u> と同様に市民に対して良質なサービスを提供するうえで重要な担い手であることから、～ | <u>正職員</u> と同様に市民に対して良質なサービスを提供するうえで重要な担い手であることから、～ | |
| 13行目 ～ 14行目 | 会計年度任用職員人件費の増加率を <u>対前年度比</u> 1%以内とする目標が示されていますが、～ | 会計年度任用職員人件費の増加率を <u>対前年比</u> 1%以内とする目標が示されていますが、～ | 再確認による文言誤りの修正。 |

第4回委員会における意見等を踏まえた中間報告付帯意見 新旧対照表

【No. 21 電子申請・届出システムの推進】

| 行数 | 修正後 | 現 行 | 解 説 |
|-------------------|--|--|---|
| 10行目 ～ 14行目 | <p><u>こうした課題等への対応を含め、電子自治体の推進にあたっては、基幹システムの標準化など自治体DX推進に向けた国の動向に基調を合わせつつ、先進自治体の取組事例や市民ニーズ等の把握・分析に加え、京都府情報化推進協議会との連携を深めるなかで、今後策定される（仮称）スマート化計画において、木津川市にとって最適なデジタル社会を明らかにし、実現に向け取り組まれることを期待します。なお、システム導入などに多大なコストが見込まれるため、補助金の活用など一般財源負担の軽減を図ることはもとより、行財政改革の視点に立った有効性、効率性、費用対効果の十分な検証をもって取り組まれない。</u></p> | <p><u>今後、研修等を通じた職員意識の醸成と人材育成を図ることでデジタル化に向けた気運を高め、業務改革を着実に推進するとともに、セキュリティ対策が強固で市民と職員の双方に優位性・親和性があるツールの導入と、利用者ニーズに沿った効率的かつ効果的な運用、さらには適切な情報発信による利用促進やデジタルデバインド対策など、こうした課題を着実に解決しながら行財政改革に資する業務改革と市民満足度の高い自治体DXの推進に努められたい。</u></p> | <p>行革大綱重点改革項目の具体的な取組みとなる電子自治体の推進とし、加速化する国の自治体 DX 推進の動向に基調を合わせることで、スピード感をもって取り組む姿勢を。また、課題等への対応や、京都府との連携、他団体の状況等を踏まえた（仮称）スマート化計画の策定の中で木津川市にとって最適なデジタル社会を明らかとする。そして、取組みにあたっては、行財政改革の視点から財政負担の軽減、費用対効果等の検証を求めるとの趣旨としています。</p> |

第4回委員会における意見等を踏まえた中間報告付帯意見 新旧対照表

【No. 65 外郭団体の見直し（公園都市緑化協会）】

| 行数 | 修正後 | 現 行 | 解説 |
|-----------------|---|------------------------------------|---|
| 5行目 ～ 6行目 | 旧木津町の出資により平成4年に <u>財団法人木津町公園都市緑化協会</u> として設立されて以降、～ | 旧木津町の出資により平成4年に設立されて以降、～ | 合併日（平成19年3月12日）以前は、「木津町公園都市緑化協会」が正当のため、文言を追加。 |
| 6行目 | 地域高齢者による <u>緑化友の会</u> の活動を通じた～ | 地域高齢者による <u>木津川市緑化友の会</u> の活動を通じた～ | 平成4年当時は、木津川市緑化友の会は存在していないため、「木津川市」という文言を削除。 |

※その他、軽微な修正あり。

第4回委員会における意見等を踏まえた中間報告付帯意見 新旧対照表

【No. 73 放課後児童クラブの運営方法の検討】

| 行数 | 修正後 | 現 行 | 解説 |
|-----|---|--|--|
| 6行目 | <p><u>指定管理者制度など民間事業者に運営を委ねることは、民間のノウハウを活かした運営の効率化や人員体制の確保・育成、独自サービス提供等によって質的拡充が図られることが期待される</u>として、<u>民間活力の導入が国や先進自治体において推進されている一方で、独自サービスに対する新たな費用負担の発生に加え、低賃金での雇用によるワーキングプアの温床となることや経営悪化による撤退など事業の継続性が懸念されるなど、多くの課題も報告されており、当委員会においても本来、指定管理者制度になじまないとの議論もあり、公設公営による安定的な事業継続を前提に、効率化と質的改善に向けた検討にシフトしてはどうかとの意見も出されました。</u></p> <p><u>こうした民間活力導入によるメリット・デメリットに加え、運営コストが年間約1億6千万円増加する妥当性、また公立によることの有意性等の分析と評価を含め、行財政改革の視点と子育て支援の両面から、木津川市として放課後児童クラブの運営をどのようにするのが最善なのか、十分な検討と議論によることが求められるところ、現状では、こうした成果に至っていないことから、取組みが概ね進捗したとは言えないと評価しました。</u></p> <p><u>今後、評価結果やこれらの課題、意見等を踏まえ、説明責任が十分に果たされるよう、適正なプロセスによって慎重かつ丁寧に検討されることを願います。</u></p> | <p><u>また、公共施設の管理・運営について、公共性を担保しながら施設の設置目的に応じた民間活力の導入を推進することで、効率性やサービスの質の向上が図られることが期待されます。</u></p> <p><u>こうした中で、平成30年度から公立児童クラブの運営方法を指定管理者制度等への移行に向け、先進地視察や民間事業者との協議等が行われてきたものの、コスト削減効果を重視したことで十分な検討が進んでいないことが明らかとなり、また、民間事業者の提案内容から、現在の木津川市における職員の処遇や人材育成方針、運営サービスの水準等についても有効性、妥当性、効率性等を検証し、あるべき姿、目指すべき目標を明確にしたうえで、検討に取り組む必要性が認められました。</u></p> <p><u>現状としては、質的拡充や利便性向上を含めた良質なサービスの提供と、運営の効率化、利用者負担の適正化など行財政改革とのバランスを考慮する中で、現状と課題分析、導入効果の検証が十分に行われたとは言い難く、民間活力導入の適否を見極めて判断し得るだけの成果が示されていないと考えることから、取組みとして不十分と判断します。</u></p> <p><u>今後、適切なプロセスによって検討が進められ、方針の決定にあたっては市民への説明責任が果たせるよう、慎重かつ丁寧な対応によることを願います。</u></p> | <p>行革大綱重点改革項目として、国や先進自治体での事例を踏まえ、民間活力の導入検討に着手した経過がある一方で、本来、指定管理者制度等になじまないとの議論があることやデメリットを含めた意見としています。</p> <p>また、事業者から提出された見積額の精査や、公立公営での優位性等を含め、木津川市としてどの様な運営方法が相応しいのか、十分な議論や検証が行われていないことから「過大な評価」と判断したとの内容としています。</p> |